

第53回 労働安全コンサルタント試験

(産業安全関係法令)

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

〔注意事項〕

1 解答方法

- (1) 解答は、別の解答用紙に記入(マーク)してください。
- (2) 使用できる鉛筆(シャープペンシル可)は、「HB」又は「B」です。
ボールペン、サインペンなどは使用できません。
- (3) 解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- (4) 解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。
- (5) 問題は、五肢択一式で、正答は一問につき一つだけです。二つ以上に記入(マーク)したもの、判読が困難なものは、得点としません。
- (6) 計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。

2 受験票には、何も記入しないでください。

3 試験時間は1時間で、試験問題は問1～問15です。

4 試験開始後、30分以内は退室できません。

試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。

試験監督員が席まで伺います。

なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。

5 試験問題はお持ち帰りください。

* 法令の規定は、令和7年4月1日現在施行されているものとします。
令和7年4月1日時点で適用される規定の内容で解答してください。

問 1 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者が総括安全衛生管理者に統括管理させなければならない業務には、安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関することが含まれる。
 - (2) 事業者は、常時60人の労働者を使用するゴルフ場業の事業場においては、安全管理者を選任しなければならない。
 - (3) 事業者は、安全管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。
 - (4) 事業者は、安全衛生推進者を選任したときは、当該安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。
- (5) 都道府県労働局長から事業場の安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、当該事業場の業種及び規模にかかわらず、当該事業場について安全委員会又は安全衛生委員会を設けなければならない。ただし、都道府県労働局長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

問 2 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 元方安全衛生管理者の選任は、元方安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に行わなければならない。
- (2) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、元方安全衛生管理者を選任した事業者に対し、元方安全衛生管理者の増員を命ずることができる。
- (3) 店社安全衛生管理者を選任すべき事業者は、その仕事を行う場所において、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の職務を行う者を選任し、それぞれ法令で定める職務を行わせているときは、店社安全衛生管理者を選任し、その職務を行わせているものとされる。
- (4) 安全衛生責任者の職務には、統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項のうち当該安全衛生責任者を選任した請負人に係るものの実施についての管理が含まれる。
- (5) 造船業に属する事業の仕事を行う元方事業者が統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合において、当該元方事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなければならない。

問 3 機械による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 動力により駆動されるシャーを5台以上有する事業場において行う当該機械による作業については、プレス機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから、プレス機械作業主任者を選任しなければならない。
- (2) 木材加工用機械については、1年以内ごとに1回、定期に、ブレーキの異常の有無について自主検査を行わなければならない。
- (3) 動力により駆動される遠心機械について、1年以内ごとに1回、定期に行う自主検査を行ったときは、当該遠心機械の見やすい箇所に検査標章を貼り付けなければならない。
- (4) 扇風機の羽根で労働者に危険を及ぼすおそれのあるものには、網又は囲いを設けなければならない。
- (5) 側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしは、その最高使用周速度の半分以下の速度であれば、側面を使用させることができる。

問 4 はい付け、はい崩し等の作業に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該はいについて、ロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行う等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、床面からの高さが2メートル以上のはいはい崩しの作業を行うときは、中抜きを行ってはならない。ただし、当該はいをひな段状に崩すときは、この限りでない。
- (3) 事業者は、はい付け又ははい崩しの作業を行う場所については、当該作業を安全に行うため必要な照度を保持しなければならない。
- (4) 事業者は、床面からの高さが2メートル以上のはい（容器が袋、かます又は俵である荷により構成されるものに限る。）については、当該はいと隣接するはいとの間隔を、はいの下端において10センチメートル以上としなければならない。
- (5) はい作業主任者の職務には、作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮することが含まれる。

問 5 車両系建設機械による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業において、作業指揮者に講じさせなければならない措置には、器具及び工具を点検し、不良品を取り除くことが含まれる。
- (2) 車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に、バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろさせるとともに、原動機を止め、かつ、走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。
- (3) 車両系建設機械については、1年以内ごとに1回、定期に、油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。
- (4) 車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けなければならない。
- (5) 車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量を表示し、又は当該車両系建設機械に運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を備え付けなければならない。

問 6 建設工事の各種作業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 建築物の骨組みであって、金属製の部材により構成され、その高さが5メートル以上であるものの組立ての作業を行うときは、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視させなければならない。
- (2) 橋梁^{りょう}の上部構造であって、金属製の部材により構成され、その高さが5メートル以上であるものの架設の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。
- (3) 橋梁の上部構造であって、高さが5メートル以上であるコンクリート造のものの架設の作業を行うときに定める作業計画には、部材の落下又は倒壊を防止するための方法が示されていなければならない。
- (4) 高さが5メートル以上であるコンクリート造の工作物の解体の作業を行うときは、あらかじめ、当該工作物の形状、亀裂の有無、周囲の状況等を調査し、当該調査により知り得たところに適応する作業計画を定めなければならない。
- (5) 軒の高さが5メートル以上の木造建築物の解体の作業を行うときは、木造建築物の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、木造建築物の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

問 7 爆発、火災等による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 船舶の改造、修理、清掃等を行う場合に、船倉等当該船舶の内部又はこれに接する場所において、火花若しくはアークを発し、若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用する作業を行うときは、当該作業を開始するとき及び当該作業中随時、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定しなければならない。
- (2) 特殊化学設備については、その内部における異常な事態を早期に把握するために必要な温度計、流量計、圧力計等の計測装置を設けなければならない。
- (3) 化学設備（配管を除く。）及びその附属設備については、1年以内ごとに1回、定期的に、内面及び外面の著しい損傷、変形及び腐食の有無について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しない化学設備及びその附属設備の当該使用しない期間においては、この限りでない。
- (4) 異常化学反応その他の異常な事態により内部の気体の圧力が大気圧を超えるおそれのある容器については、安全弁又はこれに代わる安全装置を備えているものでなければ、使用してはならない。ただし、内容積が0.1立方メートル以下である容器については、この限りでない。
- (5) 溶融した高熱の鉱物を取り扱う設備を内部に有する建築物については、水蒸気爆発を防止するため、屋根、壁、窓等は、雨水が浸入することを防止できる構造としなければならない。

問 8 電気による労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

ただし、記述中にある電気機械器具、配線等は、いずれも、対地電圧が50ボルトを超えるものであるものとする。

- (1) 交流アーク溶接作業を行うとき、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用させた場合は、当該溶接作業に使用する溶接棒のホルダーは、感電の危険を防止するために必要な絶縁効力を有しないものとして行うことができる。
- (2) 高圧の電路の点検等の電気工事の作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者に作業の内容及び手順を周知させた上で、当該電路を開路して停電の状態等を確認した後に作業を行わせるときは、作業の指揮者を定めずに作業を行わせることができる。
- (3) 低圧の充電電路に近接する場所で電路の点検等の電気工事の作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者が当該充電電路に接触することにより感電の危険が生じるおそれがあるときは、当該充電電路に絶縁用保護具を装着し、かつ、当該作業に従事する労働者に絶縁用防具を着用させなければならない。
- (4) 高圧の充電電路を開路した場合に使用する、誤通電等による感電を防止するための短絡接地器具については、取付金具及び接地導線の損傷の有無について、6か月以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行わなければならない。ただし、6か月を超える期間使用しない短絡接地器具の当該使用しない期間においては、この限りでない。
- (5) 電路を開路して、当該電路の点検等の電気工事の作業を行うときは、当該電路を開路した後に、当該電路について、開路に用いた開閉器に、作業中、施錠し、若しくは通電禁止に関する所要事項を表示し、又は監視人を置かなければならない。

問 9 特定機械等であるボイラーに関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいものの組合せは（１）～（５）のうちどれか。

イ 特別ボイラー溶接士免許及び普通ボイラー溶接士免許の有効期間は２年であるが、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許及び二級ボイラー技士免許の有効期間は５年である。

ロ 事業者は、ボイラーの点火を行うときは、ダンパーの調子を点検し、燃焼室及び煙道の内部を十分に換気した後でなければ、点火を行ってはならない。

ハ 事業者は、伝熱面積が50平方メートルの温水ボイラーの据付けの作業を行うときは、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該作業の指揮者を定め、その者に作業の方法及び労働者の配置を決定させ、作業を指揮させなければならない。

ニ 事業者は、ボイラーの安全弁が２個以上ある場合は、全ての安全弁を最高使用圧力以下で作動するように調整しなければならない。

- (１) イ ロ
- (２) イ ハ
- (３) ロ ハ
- (４) ロ ニ
- (５) ハ ニ

問10 クレーン、ゴンドラ等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は、屋外に設置されているクレーンを用いて瞬間風速が毎秒30メートルを超える風が吹いた後に作業を行うとき、又はクレーンを用いて中震以上の震度の地震の後に作業を行うときは、あらかじめ、クレーンの各部分の異常の有無について点検を行わなければならない。
- (2) 事業者は、移動式クレーンを用いて荷をつり上げるときは、外れ止め装置を使用しなければならない。
- (3) 事業者は、つりチェーンで、伸びが当該つりチェーンが製造されたときの長さの5パーセントを超えるものをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。
- (4) ゴンドラは、つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備である。
- (5) 事業者は、可搬型のゴンドラの組立て又は解体の作業を行うときは、作業を指揮する者を選任して、その者の指揮の下に作業を実施させなければならない。

問11 元方事業者、注文者等の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 化学設備の修理、清掃等で当該設備の内部に立ち入る作業に係る仕事の注文者が請負人に交付しなければならない文書に記載すべき事項には、当該仕事の作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項が含まれる。
- (2) 運輸業に属する仕事の元方事業者は、関係請負人が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- (3) 造船業の仕事を自ら行う注文者は、船舶の二重底の内部において、請負人の労働者に自動溶接機以外の交流アーク溶接機を使用させるときは、当該交流アーク溶接機に、厚生労働大臣が定める規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えなければならない。
- (4) 金属製品製造業に属する事業の元方事業者は、元方事業者として行わなければならない作業場所の巡視については、少なくとも毎週1回、これを行わなければならない。
- (5) 請負人は、注文者が足場の作業床の最大積載荷重を足場の見やすい場所に表示しなければならない場合において、当該表示がされていないことを知ったときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

問12 機械等に関する規制に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいものの組合せは（１）～（５）のうちどれか。

イ つり上げ荷重が３トン未満の移動式クレーンを製造しようとする者は、その製造しようとする移動式クレーンについて、都道府県労働局長の許可を受ける必要はない。

ロ ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならない。

ハ 小型圧力容器（移動式のものを除く。）を設置した者は、当該小型圧力容器及びその配管の状況について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた小型圧力容器については、この限りでない。

ニ 墜落による危険を防止するための保護帽は型式検定の対象であるが、物体の飛来又は落下による危険を防止するための保護帽は、型式検定の対象ではない。

- （１）イ ロ
（２）イ ハ
（３）ロ ハ
（４）ロ ニ
（５）ハ ニ

問13 次の業務のうち、労働安全衛生法令上、当該業務に労働者を就かせるときに安全又は衛生のための特別の教育を行うことが事業者には義務付けられていないものはどれか。

- (1) 自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充填する業務
- (2) 配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれがないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
- (3) 自動送材車式帯のこ盤を用いて行う木材の加工の業務
- (4) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
- (5) 制限荷重が5トン未満の揚貨装置の運転の業務

問14 事業者が行うべき計画の届出に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

ただし、労働基準監督署長による計画の届出の免除に係る認定を受けていないものとする。

- (1) クランク軸等の偏心機構を有する動力プレスを設置しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- (2) 最大支間1000メートルのつり橋の建設の仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始日の14日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- (3) 高さ300メートルの塔の建設の仕事の計画を作成するときに参画させなければならない資格を有する者には、労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が建築であるものが含まれる。
- (4) 労働基準監督署長は、仕事の計画の届出に係る事項が労働安全衛生法令に違反すると認めて当該計画を変更すべきことを命じた場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。
- (5) 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が60日未満のものは、届出の対象から除かれている。

問15 常時250人の労働者を使用する食料品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、当該事業場において次のような状況がみられた。これらの状況のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 2人の安全管理者を選任しており、そのうちの1人はその事業場に専属の者で、勤務時間のおおむね2分の1を安全管理の業務に充て、残りの2分の1を生産関係の業務に充てていた。他の1人は社外の労働安全コンサルタントで週1日来社し、安全管理の業務を行っていた。
- (2) 安全委員会の議長には、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者ではなく、統括管理する者に準ずる者である副工場長がなっていた。
- (3) 新たに職務に就くこととなった職長に対する安全又は衛生のための教育を行うに当たり、当該職長は「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること」について十分な知識及び技能を有していると認められる者であるとされていなかったが、当該事項に関する教育を省略していた。
- (4) 食品加工用粉砕機について、その内容物の取出しが自動的に行われる構造になっていないことから、用具を使用してその内容物を取り出させていたが、取出しのときに当該機械の運転を停止させていなかった。
- (5) 荷の落下によりフォークリフトの運転者に危険を及ぼすおそれのない作業では、ヘッドガードを備えていないフォークリフトを使用していた。

(終 り)